

# 後援（三鷹市名義使用）依頼添付書類等について

「三鷹市」後援依頼の申請に当たっては、下記の事項に留意してご申請ください。

資料名	初回申請時	2回目以降の申請時	備考
後援依頼申請書	○	○	※別添、記載例参照
事業計画書	○	○	※収支予定表含む
申請団体概要	○	○ (大きな変更がない場合、省略可)	※構成員名簿含む ※団体規約等
団体活動実績	○ (原稿のない場合を除く)	○ (過去の開催事業内容)	※チラシ、パンフ可
事業パンフレット等	○ (原稿のない場合を除く)	○ (原稿のない場合を除く)	※作成原稿程度の段階でも可
その他	※必要に応じて、ご提出いただく場合があります。 例：会場確保を証するもの、他後援団体の後援書（写し）等		

## 【三鷹市名義使用】

「三鷹市」の名義の使用については、慎重に対応しております。

そのため、ご申請いただいても全ての活動事業に対して後援するものではありませんので、ご了承ください。

原則、市民団体が行う講演会などの単発の事業を対象とします。したがって、長期間にわたる事業への後援はいたしません。

## 【基本的な基準】

- ① 事業の趣旨が、市の基本方針と合致するものであること。
- ② 広く市民を対象とした内容であること。
- ③ 政治活動や宗教活動を行わないこと。
- ④ 営利活動を行わないこと。

## 【後援の決定等】

三鷹市後援の可否については、初回申請時は概ね1か月程度、2回目以降は概ね3週間程度を目途に文書にて回答するよう努めております。ただし、連休期間や年末年始等、長期の休日がある場合は多少遅れることがあるためご了承ください。なお、開催日等の日程やPRの関係でお急ぎの場合は、その旨をお申し出ください。

また、回答文は代表者宛てとなりますが、送付先は原則事務局又は連絡担当者へ送付としますので、必ずご担当者の連絡先を明記してください。

## 【補足説明】

- ① 広く市民を対象としていただくため、原則、入場無料の事業とします。  
安価な資料代や経費実費を除き、高額な入場料・参加費のある事業については後援をお断りする場合があります。
- ② 個人や事業開催団体の宣伝を主目的とした事業は後援いたしません。
- ③ 開催場所や日時及び事業内容等が未確定な事業につきましては、原則、申請をお受けできない場合があります。
- ④ 後援した開催事業の市報等への掲載につきましては、直接、後援事業の担当課にご相談ください（原稿締切日等がありますので、ご注意ください。）
- ⑤ 事業終了後、「事業・収支報告書」をご提出ください。

## 【申請書提出先】

申請手続きにつきまして、ご不明なことがありましたら、下記までお問合せください。

三鷹市 総務部 相談・情報課

所 在：〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1 三鷹市役所2階

電 話：0422-44-6600

メール：soudan@city.mitaka.lg.jp

(令和2年8月現在)